

原村と諏訪信用金庫による脱炭素社会実現に係る連携協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

原村（以下「甲」という。）と諏訪信用金庫（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

令和5年7月13日

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携及び協力し、地域における地球温暖化対策を推進することで、脱炭素社会及び地方創生の実現を図ることを目的とする。

長野県諏訪郡原村 6549 番地 1

原村長

五味 弘雄

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「連携事項」という。）を連携し、協力して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

（1）脱炭素社会実現に資する村内事業者及び家庭の取組への支援に関するこ

長野県岡谷市郷田二丁目1番8号

（2）甲と事業者との連携促進の支援に関するこ

諏訪信用金庫 理事長

（3）グリーン成長分野での新たな事業展開を行う村内事業者への支援に関するこ

田中輝明

（4）その他、本協定の目的に資すると認められる事項に関するこ

2 甲及び乙は、連携事項が効果的に展開されるよう、定期的に協議を行うものとする。

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても同様とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合は、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、甲及び乙の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議の上定めるものとする。

2 本協定について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。